



サービス付き高齢者向け住宅 検査・報告等について

令和5年10月
神奈川県住宅計画課

- 1 高齢者住まい法改正の概要**

- 2 完了報告・完了検査について**

- 3 定期報告について**

- 4 立入検査について**

- 5 登録更新について**

- 6 市町村への意見聴取手続き**

- 7 補助制度および税制概要について**

- 8 情報提供システムの運営情報**

1. 高齢者住まい法改正の概要(サ高住関係)

3

- **法令改正 令和4年5月18日**
施行通知:R4.4.27 老高発0427第1号 国住心第145号
→ 契約・交付等の電磁的記録に関して明記

- **省令改正 令和4年9月1日**
施行通知:R4.8.18 老高発0818第2号 国住心第341号
→
 - ・ 状況把握・生活相談サービスの常駐緩和
 - ・ 運営情報の一部項目を開示必須、登録事項へ追加
 - ・ 5年更新時の変更が無い書類の添付省略

- **県サ高住指針の改正令和4年12月20日**
→ 上記改正の反映

新しい様式

令和4年9月1日以降に登録申請を行うもの

- ・新規登録
- ・更新登録

**※変更届出は
状況把握・生活相談サービスの変更は
別添4の1のみ新様式に差し替え**

追加項目

- ・ 水道光熱費の支払方法
- ・ 大規模修繕以外の計画的な修繕予定
- ・ 更新申請前の一年間における入退去者の数
- ・ 保健医療サービスを提供する体制に関する事項
- ・ 緊急時における対応の内容
- ・ 生活相談サービスの内容
- ・ 入居者の健康状態に合わせた食事対応、
配食対応の有無
- ・ 運営方針

<日中の**常駐を必須**とする例>

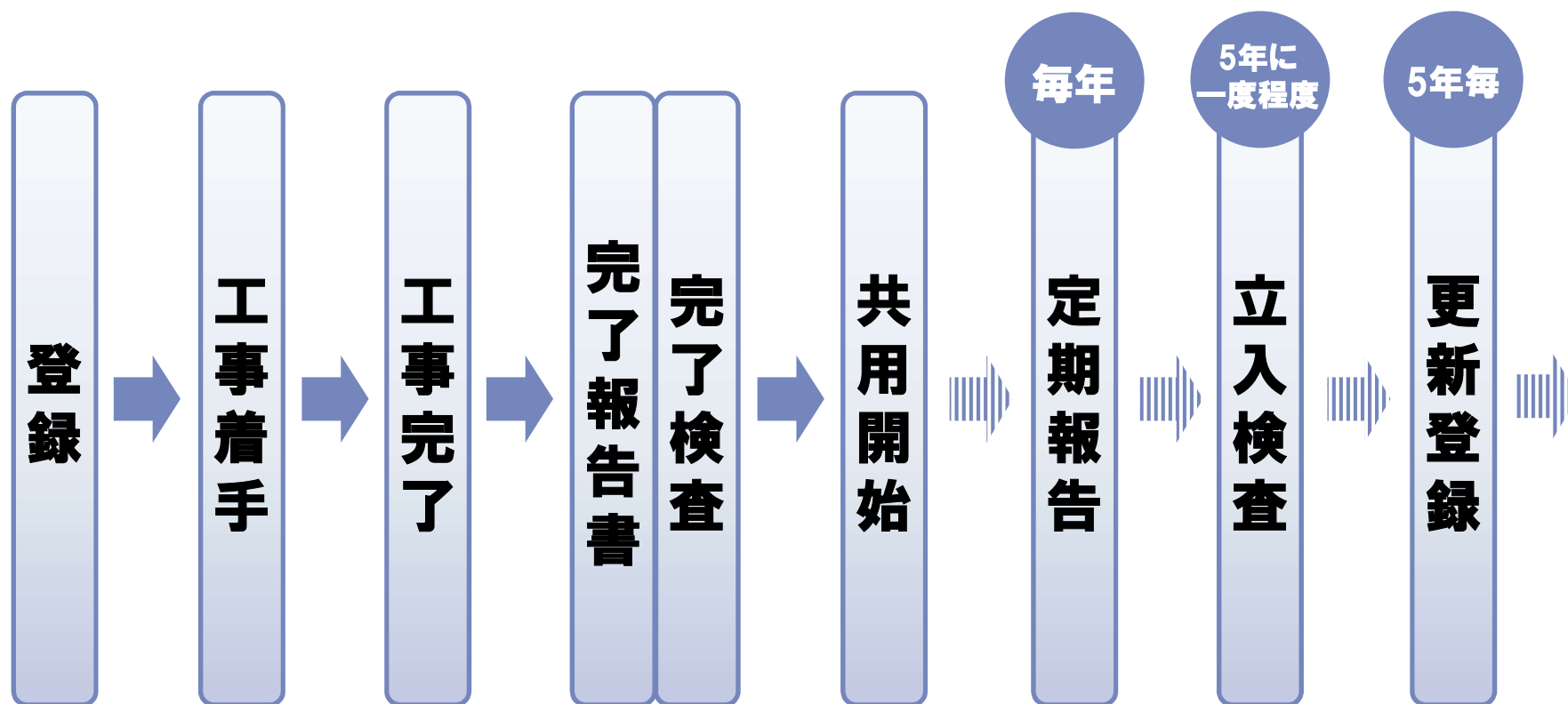
- 入居者の健康状態が悪化しており、体調に急変が生じる恐れがある場合
- 要介護・要支援状態の入居者がいる場合

<常駐しない場合の注意点>

- 入居者の健康状態に限らず、社会状況の変化も踏まえてご検討ください。(感染症の流行等、面会制限の実施や来訪者の健康状態の把握が必要となる場合は常駐が必要です)
- 入居者の状態を踏まえて入居者の処遇に支障がある場合に、常駐可能な体制を構築する必要があります。

(参考)登録後の主な流れについて

7



登録後、5年毎に更新が必要です
(令和5年度の更新対象は、平成25年度・平成30年度に登録した物件です)

2. 完了報告・完了検査について

1. 完了報告及び完了検査

【住宅計画課】

登録住宅の新築及び改良工事が完了した場合、「加齢対応構造等のチェックリスト」と写真を添付して、速やかに完了報告書（第1号様式）を県住宅計画課に提出してください。

なお、改良工事等を行わず、既存の住宅から登録住宅になった場合も同様です。

また、平成29年7月1日以降、工事が完了した登録住宅は、供用開始前に完了検査を実施します。

* 「加齢対応構造等のチェックリスト」及び完了報告書（第1号様式）は、巻末の資料を参照してください。また、様式は県ホームページ「サービス付き高齢者向け住宅の手続き等について（登録事業者向け）」の「報告・検査」からダウンロードできます。

<注意点>

登録の内容と現地の状況に相違がある場合は、改修や変更登録を行う必要があります。

2. 完了報告・完了検査について

完了報告書の記載方法、添付書類の注意点は県HPに掲載しています。

(第1号様式)

サービス付き高齢者向け住宅完了報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

印

登録申請者住所又は
主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

年月日付 第 号でサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた建築物の工事が完了したため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項第1号から第3号の基準及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条から第10条の基準に適合するものであることを報告します。

住宅の名称	
所在地	(住居表示)
工事完了日	
規模	<input type="checkbox"/> 規則第8条に規定する基準に適合する
構造及び設備	共同利用設備 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 収納設備 <input type="checkbox"/> 浴室
	<input type="checkbox"/> 規則第9条に規定する基準に適合する
加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 法54条第1項第1号ロに規定する基準に適合する 一新築工事に該当する場合 <input type="checkbox"/> 規則第10条に規定する基準に適合する 一改良工事に該当する場合
※審査結果等	

備考

- 1 工事完了後速やかに提出してください。工事完了日には、建築基準法第7条第5項の検査済証交付日又は改良工事等がない場合（旧高専賃からの登録替えのみの場合等）は登録日を記載してください。
- 2 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 4 サービス付き高齢者向け住宅の規模、構造及び設備、加齢対応構造等の基準に適合していることが判る写真及び加齢対応構造等チェックリストを提出してください。
- 5 ※印の欄には、記入しないでください。

○ 完了報告書 添付資料（作成例）

① 加齢対応構造等チェックリスト

登録申請時の申請書および図面等により完成した建築物が基準に適合しているか別紙チェックリストにて確認してください。また、登録事項等の変更該当するか否かについては、指定登録機関とあらかじめ協議をお願いいたします。

② 写真

規模、構造及び設備、加齢対応構造等の基準に適合していることがわかる写真を添付してください。例えば、加齢対応構造等チェックリストに寸法等を記載したものである場合は、遠景の写真とともに、その部位にメジャーをあてて数値がわかるようアップで撮ってください

また、撮影場所がわかりづらい場合は、登録時の平面図面に写真番号を引き出して記入するなどお願いします。

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応状況	計画数値・対応状況補足説明等	資料番号・該当ページ	写真番号
(2) 通路及び出入口の幅員	<input type="checkbox"/> 該当部なし	※数値ある場合は裏面に記載して写真を記入		
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当部あり 左欄内容を記入	通路の有効幅員 800 mm		
※専用住戸内部	<input type="checkbox"/> 該当部あり 左欄内容を記入	日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、襦袢門にあっては建築基準法第9条第1項第1号ロに規定する基準に適合する）が700mm（浴室の出入口にあっては800mm）以上であること。	出入口の有効幅員 1000 mm	
	<input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず適合	浴室出入口の有効幅員 600 mm		
住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にはあっては、この限りではない	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない	※数値ある場合は裏面に記載して写真を記入		
	<input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置			

写真番号 015 | 撮影日 平成25年11月27日 | 写真番号 016 | 撮影日 平成25年11月27日

部位内容 居室内トイレ入り口 | 部位内容 入口詳細

※ 事例は、登録住宅の完了報告書に添付された写真について許可を得て使用させていただいています。

2. 定期報告

【住宅計画課】

4月1日時点において工事が完了している登録住宅の登録事業者等は、毎年、10月1日現在における登録事項の状況等について、サービス付き高齢者向け住宅定期報告書（第2号様式）により、電子メール又は郵送で、10月末日までに、県住宅計画課に定期報告を行ってください。

なお、定期報告は原則として登録事業者が行ってください。管理等受託者がある場合には、登録事業者がとりまとめて報告してください。

* 定期報告書（第2号様式）は巻末の資料を参照してください。また、様式は県ホームページ「サービス付き高齢者向け住宅の手続き等について（登録事業者向け）」の「報告・検査」からダウンロードできます。

《お知らせ》

定期報告対象となるサ高住は、**メールにて登録事業者あてに依頼**しています。

未提出の場合は、早急にメール又は郵送でご提出をお願いいたします。

【今年度の〆切は令和5年10月31日(月)】

3. 定期報告について

記載方法、添付書類の注意点は県HPに掲載しています。

(第2号様式)
神奈川県知事 殿

登録事業者 等報告者	報告日	
	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

サービス付き高齢者向け住宅定期報告書(年度)

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録番号	神	登録年月日	
住宅の名称			
住宅の所在地			
入居開始年月日		竣工年月日	
報告書記入者氏名		電話番号	
ファクシミリ番号		メールアドレ	ス

I 登録内容等の報告 以下の内容について、報告年度の10月1日現在の状況を記入してください。(黄色セル部分)

項目	内 容	相違の有無		根拠規定
		あり	なし	
1 登録内容と現状との相違の有無 【登録内容(直近の登録事項)と現在の状況に相違があるか確認してください。相違が「あり」の項目は相違の内容を「サービス付き高齢者向け住宅の現状報告」に具体的に記載してください。】				
登録申請書(別紙)※	① サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地			法第6条
	② サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者(法人の場合は役員を含む。)			同条
	③ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所			同条
	④ サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備			同条
	⑤ サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期			同条
	⑥ サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭			同条
	⑦ サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等			同条
	⑧ サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設			同条
	⑨ 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力			同条
	⑩ 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切である旨			同条
登録申請書(別紙2)※	⑪ 役員名簿			同条
登録申請書(別紙3)※	⑫ 専用部分の規模並びに構造及び設備等			同条
	⑬ 共同利用設備等			同条
登録申請書(別紙4)※	⑭ 状況把握及び生活相談サービスの内容			同条
	⑮ 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)			同条
	⑯ 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)			同条
	⑰ 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)			同条
	⑱ 健康管理サービスの内容(該当する場合のみ)			同条
	⑲ その他のサービスの内容(該当する場合のみ)			同条
登録申請書(その他)				

※ 登録時に提出されました登録申請書の別紙、別添1～4の内容を参照し、ご回答ください。

の項目はその理由	はい	いいえ	根拠規定
る。			法7条1項1号
主労働者令で定			同1項2号
として国土交通			同1項3号
る高齢者又は当			同1項4号
ビス及び生活相			同1項5号
			同1項6号
を行う場合に			同1項7号
務を負うことと			同1項8号
			同1項9号
しく優良若しく			法15条
			法16条
費及び契約内容			法17条
			法18条
			法19条
			同条
			同条
者の心身状況、			同条
			同条
ある。			同条
かせる場合の、			同条
当する場合の			同条
			法20条
める表示につい			同条
(軽微な変更を			同条
いる。(該当す			

の内容と異なる状況の場合

9で、指定登録機関【(公益社団法

ください。(黄色セル部分)

85歳以上 90歳未満	90歳以上
4	5

祝	人	人
人	人	人
人	人	人
人	人	人

車(おおよその割合) 所有者数/入居者数)	%
	%
	%
	%
	%

適合の理由

1日3回以上

その他

三出し

ださい。

ださい。

ださい。

法について

に関すること

との人間関係について

法をお答えください。

3～5回 6回～

人 人

対応を委託

対応を委託

3. 立入検査

【高齢福祉課及び住宅計画課】

登録住宅の運営開始後、住宅の構造・設備や高齢者生活支援サービスの提供状況が登録内容どおりとなっているか、また、関係法令等に基づき適切に運営されているか等を確認するため、立入検査を行います。

当日ご用意いただく関係書類等の他、事前に提出していただく資料が県ホームページに掲載されますのでご確認の上、ご協力をお願いします。

【資料送付先：高齢福祉課】

* 提出資料等は、上記の「サービス付き高齢者向け住宅の手続き等について（登録事業者向け）」の「報告・検査」で、「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の検査等について」にアクセスしてダウンロードすることができます。

《お知らせ》

立入検査対象となるサ高住には、検査日の約1カ月前に登録事業者あてに通知しています。通知をご確認いただき、当日の検査立会いとともに、事前提出資料等の提出を忘れずに行ってください。

4. 立入検査について

13

主な指導事項(例)



バルコニーのまたぎ**段差**が、**基準（180mm以下）**に適合していない

段差が基準を満たさない場合は、床全体を底上げするなどの措置が必要になります。



特定寝室の寸法が図面と異なり、**面積が基準（9㎡以上）**に適合していない

面積が不足する場合は、収納を変更するなどの措置が必要になります。
（計画段階から、施工誤差を考慮して余裕を持って設計することが望ましい）



共同階段の**手すりの設置高さ**が、**基準（高さ700mm～900mm）**に適合していない

階段の手すりの高さは、段の先端（段鼻）の部分からの高さを測ります。



共同利用設備が、倉庫など**管理用のスペース**として使用されている

共同利用設備は、原則として入居者がいつでも自由に利用できなければいけません。
（日常的に職員用スペースとして利用したり、倉庫などにすることは出来ません）

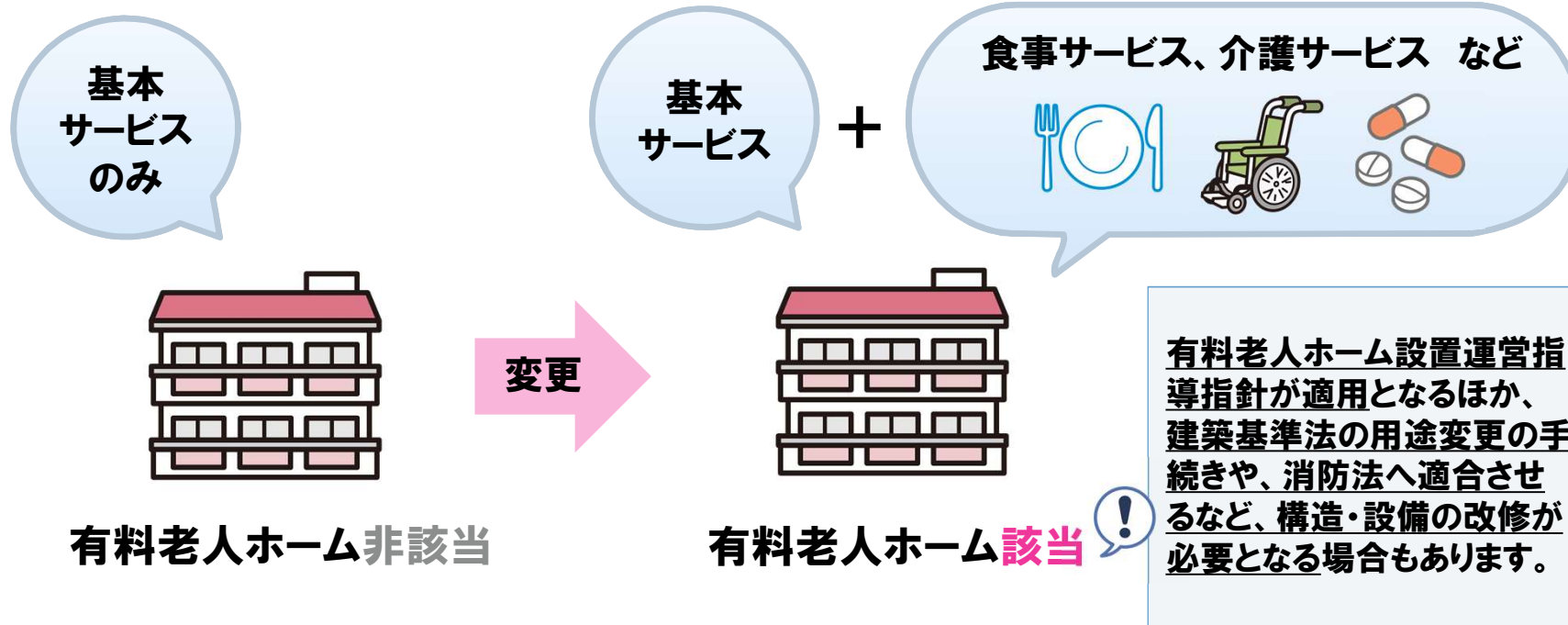
4. 立入検査について

主な指導事項(例)



登録内容と異なるサービスを提供している

基本サービス（安否確認・生活相談）のみを提供しているサ高住が、食事サービスや介護サービスなど、他のサービスを提供する場合は、**有料老人ホームに該当することになります。**サービス内容を変更する場合は、予め高齢福祉課にご相談ください。



登録の更新(法第5条第2項～第4項)

有効期間の5年間を経過した後もサ高住として運営する場合は、有効期間満了日までに登録の更新申請を行ってください。

有効期間満了日の1カ月前を目途に、余裕をもって手続きしてください。

《お知らせ》

令和4年9月1日から、提出した書類から変更がない添付書類を省略することが可能となりました。

更新登録対象となるサ高住については、満了日の約半年～1カ月前に登録事業者あてに通知しています。更新登録を行わないと、サ高住として運営出来なくなりますので、遅れずに手続きしてください。

5. 補助金交付申請

※補助金の概要については、P.15（「5 国等による支援制度について」）参照

(1) 市町村への意見聴取（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）

補助金の交付申請をする際に、意見聴取が必要な市町村があります。計画地が意見聴取が必要な市町村に該当する場合、以下の手続きが必要となります。

なお、意見聴取が必要な市町村は「サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局」ホームページ（<http://www.koreisha.jp/service/iken/iken14.html>）で確認してください。

※意見聴取が不要とされている市町村の場合は、交付申請のみとなります。

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

[HOME](#) > [市区町村の意見聴取に関して](#) > 意見聴取の要否

意見聴取を必要とする市区町村

横浜市	川崎市	相模原市	厚木市	伊勢原市	座間市	南足柄市
寒川町	中井町	大井町	松田町	湯河原町		

県内では
12市町で
意見聴取が
必要です
(令和4年9月末時点)

7. 補助制度および税制概要について

国の補助制度について、期間が令和7年度まで延長されました。
詳しくは「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」のホームページでご確認ください。

要件 下線部は令和3年度から追加した要件

- 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 運営情報の提供を行うこと
- 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- 新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域に該当しないこと
- 新築及び改修のサ高住では、地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格を有する者)を受け入れること
- 家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額(11.2～24.0万円/月)とすること。 等

予算のポイント 下線部は令和3年度に拡充・重点化した内容

- 事業期限の延長(令和7年度まで)
- 既存ストックの活用の推進
 - ・ 既存ストックを改修する場合の補助限度額をひき上げ: 180 → 195万円/戸
 - ・ 新築(25㎡未満の住宅)の補助限度額をひき下げ: 90 → 70万円/戸
 - ・ 既設のサ高住でIoT技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする工事 に対する補助(新規)
(補助率: 1/3、補助限度額: 10万円/戸)
- 防災の観点から新築の補助要件等を追加
※「要件」の赤字を参照



補助内容の概要

住宅	補助率	限度額	補助対象(※1)
改修	1/3	195万円/戸	(※2)
新築	1/10	床面積30㎡以上 (かつ一定の設備完備)	住棟の全住戸数の2割を上限に適用(※3)
		床面積25㎡以上	
		床面積25㎡未満	
既設改修	1/3	10万円/戸	既設サ高住のIoT導入に対する補助を追加

※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)に限る。

※2 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、のいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。

※3 住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸。

高齢者生活支援施設	補助率	限度額	補助対象(※1)
改修	1/3	1,000万円/施設	○
新築	1/10	1,000万円/施設	地域交流施設等(※2)
			介護関連施設等(※3)

※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。

※2 地域交流施設、生活相談サービス施設、健康維持施設等で、地方公共団体など地域との連携を行うもの。

※3 訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所等の介護関連施設、病院、診療所、看護事業の用に供する施設。

7. 補助制度および税制概要について

国の補助事業に、既存改修事業が補助対象に追加されました。

令和3年度から、既設(運営中)のサ高住を改修し、「IoT技術を用いた機器等」を導入して非接触でのサービス提供を可能とする場合の費用を、補助対象に追加しました(住宅部分に限る)。

補助対象となるものの基本的な考え方

- 設置に関して工事を伴うもの
- インターネットに接続(通信)して利用するもの
- 補助対象外項目(交付申請要領P19)に含まれないもの

想定される「非接触でのサービス」の例

- 安否確認(センサー、カメラ等)
- バイタルチェック(センサー、カメラ等)
- 緊急通報(ナースコール等)
- 通話(テレビ電話)



補助率および補助金の額の上限

- 補助率: 1/3以内
- 上限: 1戸当たり10万円

想定される補助対象費用・対象外費用の例

- IoT機器の本体費用および機器設置費用
- インターネット環境改善工事費用(配管配線工事)
- IoTシステムに組み込まれる専用端末費用 等
- ✗ パソコン本体費用、セットアップ費用
- ✗ 複合端末費用
- ✗ クラウド使用料 等



7. 補助制度および税制概要について

19

固定資産税

適用期限
令和7年3月31日まで

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において
市町村が条例で定める割合を軽減 (一般新築特例は1/2軽減)

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称:わがまち特例)を導入

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上160㎡以下/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上280㎡以下/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

等

↳ 問合せ先: 建設地の市町村の税務担当部署

不動産取得税

適用期限
令和7年3月31日まで

家屋 課税標準から1200万円控除/戸 (一般新築特例と同じ)

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除 (一般新築特例と同じ)

ア: 4万5,000円(150万円×3%)

イ: 土地の評価額/㎡×1/2(特例負担調整措置)×家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%

- 要件**
- ① 床面積: 30㎡以上160㎡以下/戸(共用部分含む。一般新築特例は40㎡以上240㎡以下/戸)
 - ② 戸数: 10戸以上
 - ③ 補助: 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造: 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

等

↳ 問合せ先: 建設地を所管する県税事務所

8. 情報提供システムの運営情報

20

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム運営情報の 入力・更新にご協力ください。

入居者が適切にサービスを選択できる環境を整えるため、国はサ高住の入居情報や、介護・医療サービスの利用状況などといった運営情報を平成29年5月より新たにホームページで広く情報提供することとしました。

国の建設費補助を受ける場合は、既存も含めて運営情報の公開を行うことが要件化されていますが、公開していない既存の登録住宅や国補助を受けない新たな登録住宅についても、積極的な情報公開を行っていただきますよう、お願いします。

住宅によって、受けられる
サービスは、かなり違うのね。
私に合ったところを探してみよう！

写真があるところは、
暮らしがイメージできて安心ね



住み始めた後に、
追加でかかる費用が
わかるから安心ね

8. 情報提供システムの運営情報

ご入力いただく主な運営情報項目

●全ての入力項目などの詳細は、下記URLをご参照ください。
http://www.shpo.or.jp/news/topic/353?page_category=single

1 入居者情報

- 入居者の要介護度・年代・男女別人数

2-1 生活支援共通サービス

- 生活支援サービス費等に含まれる基本サービス(追加費用なし)
- 状況把握、生活相談、緊急時対応
- フロントサービス、短時間家事援助等

2-2 生活支援オプションサービス

- 食事の提供(身体状況に応じた食事への対応の不可等)
- サービス費用の発生する個別生活支援サービス(外出の介添え、家事援助、洗濯物の代行等)

3 建物の特徴

4 介護・医療サービスの対応状況等

- 入居者と直近1年間の入退去者数
- 認知症、看取りへの対応(任意)
- 医療処置を必要としている入居者に対する対応や体制、特徴(任意)
- 介護サービス利用者人数(任意)

5 事業所の運営方針を示す項目

- サ高住の運営方針、入居者の権利擁護、研修実施体制等

運営情報の表示について

- 登録情報における検索一覧画面に、新たに「運営情報」の欄を設け、アイコンをクリックすると情報が閲覧できるようになります。
- 既存の登録情報(詳細ページ)からもタブをクリックすることで運営情報を閲覧できます。

【情報提供システム検索一覧から】

運営情報欄を新設



運営情報表示イメージ ※実際の表示画面とは異なります。



手引きは、県ホームページからもダウンロードできます。


➡ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/satsuki/top.html#tetuduki>

登録等の手引き

神奈川県では県所管区域（注意1）でサ高住を登録する事業者向けに、手引きを作成しました。

本手引きは、サ高住の登録、報告に関する手続きや留意点、県などのホームページに公開されている情報をまとめておりますので、日々の業務にお役立てください。

注意1：県所管区域：政令・中核市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を除く市町村

[サービス付き高齢者向け住宅登録等の手引き \(PDF: 2,387KB\)](#) 

<注意>

補助制度や法令等の改正状況は、
それぞれの最新情報をご確認ください。

